

レベルごとの本県における実施体制

死亡野鳥等調査	
<b>レベル 1</b> 通常時	<b>【回収対象】</b> 同一場所で[検査優先種 1] 1羽以上, [検査優先種 2] 3羽以上, [検査優先種 3, その他] 5羽以上 傷病鳥の場合は, 傷病鳥保護業務を通常どおり実施するが, 感染の疑いがあると判断される場合は上記に準じて回収・検査を実施
	<b>【回収機関】</b> 農林水産事務所 (農林事業所) 林務 (第一) 課
	<b>【検査機関】</b> 畜産事務所
	<b>【検査期日】</b> 原則 火, 木の 10:00~12:00

	右記以外の場合	県内に家禽の移動制限区域が設定された場合又は県内の野鳥に感染が確認された場合, 人の健康診断業務が必要となった場合			
<b>レベル 2</b> 国内単一箇所発生時  野鳥監視重点区域 (発生地周辺から半径10km以内)	<b>【回収対象】</b>				
		検査優先種 1	検査優先種 2	検査優先種 3	その他の種
	対応レベル 2	1羽以上	2羽以上	5羽以上	5羽以上
	対応レベル 3	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上
	野鳥監視重点区域	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上
	傷病鳥の場合は, 傷病鳥保護業務を通常どおり実施するが, 感染の疑いがあると判断される場合は上記表に準じて回収・検査を実施				
	<b>【回収機関】</b> 農林水産事務所 (農林事業所) 林務 (第一) 課				
<b>レベル 3</b> 国内複数箇所発生時  野鳥監視重点区域 (発生地周辺から半径10km以内)	<b>【検査実施場所】</b> 保健環境センター実験動物舎				
	<b>【検査機関】</b> 保健環境センター		<b>【検査機関】</b> 広島県農業共済組合		
	<b>【検査期日】</b> 原則 火, 木の 10:00~12:00		<b>【検査期日】</b> 原則 月の 13:00~15:00, 水, 金の 10:00~12:00		

- 同一場所 (見渡せる範囲程度を目安とする) で, 数日間 (おおむね 3日間程度) の合計羽数が表の数以上の死亡個体等 (衰弱個体を含む) が発見された場合を基本としてウイルスの保有状況の調査を実施する。ただし原因が他の要因であることが明瞭なものは除く。
- 見渡せる範囲程度とはあくまで目安であり, 環境によって大きく異なり, 具体的数値を示すのは困難であるので, 現場の状況に即して判断して差し支えない。
- すべての種において, 重度の神経症状が見られる等, 感染が強く疑われる場合には 1羽でも検査を実施する。特に野鳥監視重点区域では, 感染確認鳥類の近くで死亡していた等, 感染が疑われる状況があった場合には 1羽でも検査を実施する。

糞便採取調査
環境省が実施する糞便採取調査に自然環境課が協力
<b>【回収機関】</b> 自然環境課から外部委託
<b>【検査機関】</b> 国立環境研究所
<b>【検査期日】</b> 原則, 12月実施

環境試料等調査
環境省が実施する環境試料等調査に自然環境課が協力
<b>【検査機関】</b> 環境省
<b>【検査期日】</b> 野鳥における鳥インフルエンザ発生時に環境省が決定

## 別紙2

### 検査優先種

(9目11科)

#### 検査優先種1 (18種) 【レベル1=1羽以上, レベル2=1羽以上, レベル3=1羽以上, 重点=1羽以上】

カモ目カモ科	カイツブリ目カイツブリ科	◆ 主に早期発見を目的とする。
ヒシクイ	カイツブリ	◆ 高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5亜型) に感受性が高く, 死亡野鳥等調査で検出しやすいと考えられる種
マガン	カンムリカイツブリ	◆ 死亡野鳥等調査で, 平成22年度及び28年度, 令和2年度の発生時を合せた感染確認率が5%以上であった種
シジュウカラガン	ツル目ツル科	
コクチョウ*	マナヅル	
コブハクチョウ*	ナベヅル	
コハクチョウ	チドリ目カモメ科	
オオハクチョウ	ユリカモメ	
オシドリ	タカ目タカ科	
ヒドリガモ	オオタカ	
キンクロハジロ	ノスリ	
	ハヤブサ目ハヤブサ科	
	ハヤブサ	

- 重度の神経症状\*\*が観察された水鳥類

#### 検査優先種2 (9種) 【レベル1=3羽以上, レベル2=2羽以上, レベル3=1羽以上, 重点=1羽以上】

カモ目カモ科	タカ目タカ科	◆ さらに発見の可能性を高めることを目的とする。
マガモ	オジロワシ	◆ 過去に日本, 韓国等において死亡野鳥で感染確認のある種を含める。
オナガガモ	オオワシ	
トモエガモ	クマタカ	
ホシハジロ	フクロウ目フクロウ科	
スズガモ	フクロウ	

#### 検査優先種3 【レベル1=5羽以上, レベル2=5羽以上, レベル3=3羽以上, 重点=3羽以上】

カモ目カモ科	チドリ目カモメ科	◆ 感染の広がりを把握することを目的とする。
カルガモ, コガモ等 (検査優先種1, 2以外全種)	ウミネコ, セグロカモメ等 (検査優先種1以外全種)	
	タカ目ミサゴ科	◆ 水辺で生息する鳥類としてカワウやアオサギ, 検査優先種1あるいは2に含まれないカモ科, カイツブリ科, ツル科, カモメ科の種を, また, 鳥類を捕食する種として検査優先種1あるいは2に含まれないタカ目, フクロウ目, ハヤブサ目の種を対象とした。
カイツブリ目カイツブリ科	ミサゴ	
ハジロカイツブリ等 (検査優先種1以外全種)	タカ目タカ科	
	トビ等 (検査優先種1, 2以外全種)	
カツオドリ目ウ科	フクロウ目フクロウ科	
カワウ	コミミズク等 (検査優先種2以外全種)	
ペリカン目サギ科	ハヤブサ目ハヤブサ科	
アオサギ	チョウゲンボウ等 (検査優先種1以外全種)	
ツル目ツル科		
タンチョウ等 (検査優先種1以外全種)		
ツル目クイナ科		
オオバン		

#### その他の種 【レベル1=5羽以上, レベル2=5羽以上, レベル3=5羽以上, 重点=3羽以上】

- ◆ 上記以外の鳥種すべて。
- ◆ 猛禽類以外の陸鳥類については, カラス類以外は国内では感染例が知られておらず, 海外でも感染例は多くないことから, その他の種とする。
- ◆ 野鳥監視重点区域においては, 3羽以上の死亡が見られた場合の他, 感染確認鳥類の近くで死亡していた等, 感染が疑われる状況があった場合には1羽でも検査対象とする。

\*外来種

\*\* 重度の神経症状とは, 首を傾けてふらついたり, 首をのけぞらせて立っていられなくなるような状態で, 正常に飛翔したり, 採食したりすることはできないもの。

野鳥の写真については環境省のHPを参照してください。

[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/2910\\_torifuruanyual\\_kani.pdf](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2910_torifuruanyual_kani.pdf)